

日本物理学会が実施したアンケートによって得られたデータの分析に関するガイドライン

(日本物理学会 2003年 1月 11日 理事会決定)

【趣旨】

日本物理学会が主宰して実施したアンケート調査は、日本物理学会員の現状を把握するための貴重なデータを与えると考えられる。したがって、これらのデータの分析を、種々の視点から試みてこれを公表することは、本学会の今後の進むべき方向性に対してのみならず、一般社会に対しても、大変貴重な指針を与えると考えられる。

一方、データの分析および公表の過程において、データの流失やプライバシーの保護といった問題が常に発生する。このような問題に対処するため、日本物理学会が主宰して実施したアンケート調査によって得られたデータの分析に関して、以下の〔データ分析に関するガイドライン〕を定める。

〔データ分析に関するガイドライン〕

第 1 条 対象とするデータは、日本物理学会が主宰して実施したアンケート調査によって得られたデータとする。

2 日本物理学会は、前項のデータに対する管理責任を負うものとする。当該事務局は、以下の第2条で規定されるデータ分析グループの申請に応じて、本理事会の承認を得て、前項のデータを、当該分析グループに提供するものとする。

第 2 条 データを分析する分析グループは、次のいずれかのカテゴリーに属するものとする。

2 [分析グループ (カテゴリーA)]

日本物理学会理事会が設置する分析グループであり、代表者として分析責任理事を置き、分析内容の詳細に責任をもつ主査を置くもの。分析責任理事および主査は日本物理学会員とし、後者が事務連絡責任者を務める。当該分析グループのメンバーは、本理事会において決定する。

3 [分析グループ (カテゴリーB)]

所定の申請書をもって、第1条第1項のデータに関する分析を申し出たグループであり、本理事会の承認を得たもの。この分析グループにおいては、代表者(日本物理学会員に限る)、主査(代表者とは異なる人)を含む半数以上のメンバーは、原則として日本物理学会員でなければならない。前項と同様、主査はデータの分析内容の詳細に責任をもつとともに、事務連絡責任者を務める。

[データの守秘義務およびプライバシーの保護]

第 3 条 第 1 条第 1 項に定められたデータの使用ならびに閲覧は、第 2 条第 2 項または第 3 項で定められた分析グループが、申請時において届け出て、本理事会が承認したメンバーに限るものとする。

2 第 1 条第 1 項に定められたデータを保存する CDROM 等メディアは、これをすべて特定した上、申請時に本理事会の承認を受けなければならない。

3 第 1 条第 1 項に定められたデータおよびそのコピーは、たとえ部分的なものであっても、これをメールによって配布したり、WEB 等へ掲載することは、これを厳禁する。

4 第 1 条第 1 項で規定されたデータの分析およびその分析結果の公表に当たっては、プライバシーの保護を最優先とし、個人が特定されるおそれのあるデータの公表は、これを行ってはならない。

5 第 2 条第 2 項または第 3 項で定められた分析グループは、第 3 条の上記の各項を遵守しなければならない。第 2 条第 2 項または第 3 項で定められた分析グループの代表者ならびに主査は、当該分析グループがこれらの各項を遵守するように監督しなければならない。

[分析結果の公表]

第 4 条 [分析グループ (カテゴリー A) の分析結果の公表]

第 2 条第 2 項で定められた分析グループ (カテゴリー A) は、自らの責任において第 1 条に規定されたデータを用いた分析結果を、日本物理学会誌に公表する義務を負う。

2 [分析グループ (カテゴリー B) の分析結果の公表]

第 2 条第 3 項に規定された分析グループ (カテゴリー B) が、第 1 条で規定されたデータを用いて分析した結果を公表するに当たっては、その分析結果を公表したメディアを、公表後すみやかに、掲載メディアの複製を添えて本理事会に報告する義務を有する。

3 第 4 条第 1 項ならびに第 2 項に規定された分析結果の公表に当たっては、そのデータの分析と公表の過程で、第 3 条の各項で規定されたデータの守秘義務およびプライバシーの保護を遵守しなければならない。

4 第 2 条第 2 項に規定された分析グループ (カテゴリー A) にあっては、分析結果が日本物理学会誌へ掲載される前に、当該分析グループの分析責任理事は、第 3 条の各項に規定されたデータの守秘義務およびプライバシーの保護を、分析と公表の過程で遵守した旨を、文書によって本理事会に報告しなければならない。

5 第 2 条第 3 項に規定された分析グループ (カテゴリー B) にあっては、当該分析グループが、その分析結果のメディアへの公表を本理事会に報告する際に、第 3 条の各項に規定されたデータの守秘義務およびプライバシーの保護を、分析と公表の過程で遵守した旨を、文書をもって本理事会に報告しなければならない。

〔データ分析の使用期間および終了報告〕

第 5 条 〔データ使用期間〕

第 1 条第 1 項に規定されたデータを分析に使用する期間は、申請時に申請用紙に明記しなければならない。この期間は 1 年を限度とする。ただし、データの使用期間を延長する必要がある場合には、その理由書を文書にて添付の上、本理事会にデータの使用許可を再申請できるものとする。

2 〔データ分析の終了報告〕

第 1 条第 1 項に規定されたデータの分析が終了するに当たっては、当該データの分析に関する経緯報告書を添えて、本理事会へ第 1 条第 2 項によって提供されたデータを返却し、さらに当該データからコピーすることによって得られた全てのデータを消去する義務を有する。

〔分析グループの代表者〕

第 6 条 第 2 条第 2 項または第 3 項に規定された分析グループの代表者は、当該分析グループが第 1 条第 1 項に規定されたデータの分析を行うに当たって、第 3 条の各項で規定されたデータの守秘義務およびプライバシーの保護を遵守することを、主査と共に監督しなければならない。

以上

(社) 日本物理学会

研究者の環境分析委員会規則

2002.12.3

(設置)

第1条 日本物理学会（以下、本会という）は「日本物理学会が実施したアンケートによって得られたデータの分析に関するガイドライン」第2条2に明記された「分析グループ（カテゴリー-A）」として、理事会の下に研究者の環境分析委員会（以下、本委員会という）をおく。

(目的および活動)

第2条 本委員会は物理学の研究・教育における研究者の環境を改善するための基礎認識を得るために上記ガイドラインに沿って以下の活動を行う。

- 1) 2001年秋に実施した会員アンケートに基づき、研究環境、特にポストク問題・若手養成問題などの視点から調査・分析する。
- 2) 国内外の学会ならびに関係諸機関との連絡および協力。
- 3) その他物理学の発展のため研究者の置かれた研究および教育環境に関する諸問題、ならびに任期制の問題などの検討。
- 4) 前各号に関する理事会への報告ならびに提言。
1年を経過した時点で理事会への中間報告を行う。
- 5) その他本委員会の目的および活動にてらして適切な活動。

(組織)

第3条 本委員会は代表者（分析責任理事）、主査各1名およびこれらを含む委員若干名によって構成される。

2. 代表者は会長が理事会の議を経て委嘱する。
3. 主査ならびに委員は代表者の推薦にもとづき会長が理事会の議を経て委嘱する。

(任期)

第4条 代表者、主査および委員の任期は2年とし重任することができる。ただし重任は2回、通算5年までとする。

(会議の運営)

第5条 代表者は会議を招集し、その議長となる。

2. 主査は代表者を補佐し委員長に事故ある場合はその職務を代行する。
3. 委員会は必要と認めた場合には理事、会員もしくは非会員の出席を要請することができる。

(必要事項の決定)

第6条 本規定に定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項は本委員会において定める。

(規則の変更)

第7条 本規則は理事会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

1. 本規則は2002年12月 4日から施行する。